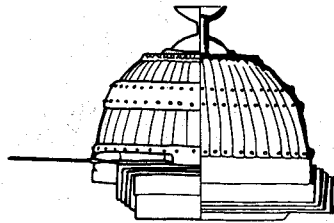


紀 要

第 4 号



1990. 12

財団法人 滋賀県文化財保護協会

18. 近江大津宮錦織遺跡実相

林 博 通

1. はじめに

昭和49年（1974）末、近江大津宮の一面とみられる遺構が大津市錦織の地で初めて検出されて早や16年が経過した。その間、大津北郊一帯は滋賀県教育委員会・（財）滋賀県文化財保護協会・大津市教育委員会により、住宅の新・増・改築等に伴って断続的に発掘調査が実施され、今日にいたっているが、人家密集地における部分的な調査であるため、なお全容は把握しがたい状況にある。これらの調査成果については、十分とはいえないがすでに調査機関から報告されたり、調査関係者の1人として私も機会あるごとにその概略を述べてきた。が、未報告のものも多い⁽¹⁾。

先頃、新聞記事等を主体的拠り所とし、こうした概要を部分的に参酌して異見が提出されている⁽²⁾。瞥見したところ、その内容は事実をあれこれ違えて提示し、自己の想念を強く押し出したものであった。見識ある研究者であれば一読してその欺瞞は看破されることと思われ、あえて俎上にのせる必要はないが、あまり放置しておくとも善良な市民や一部研究者を眩惑させ、研究に禍害を及ぼすことが危惧されるため、すでに明示している内容ではあるが⁽³⁾、この紙面をお借りしてとりあえず事実関係の2・3について再度明確にしておきたいと思う。

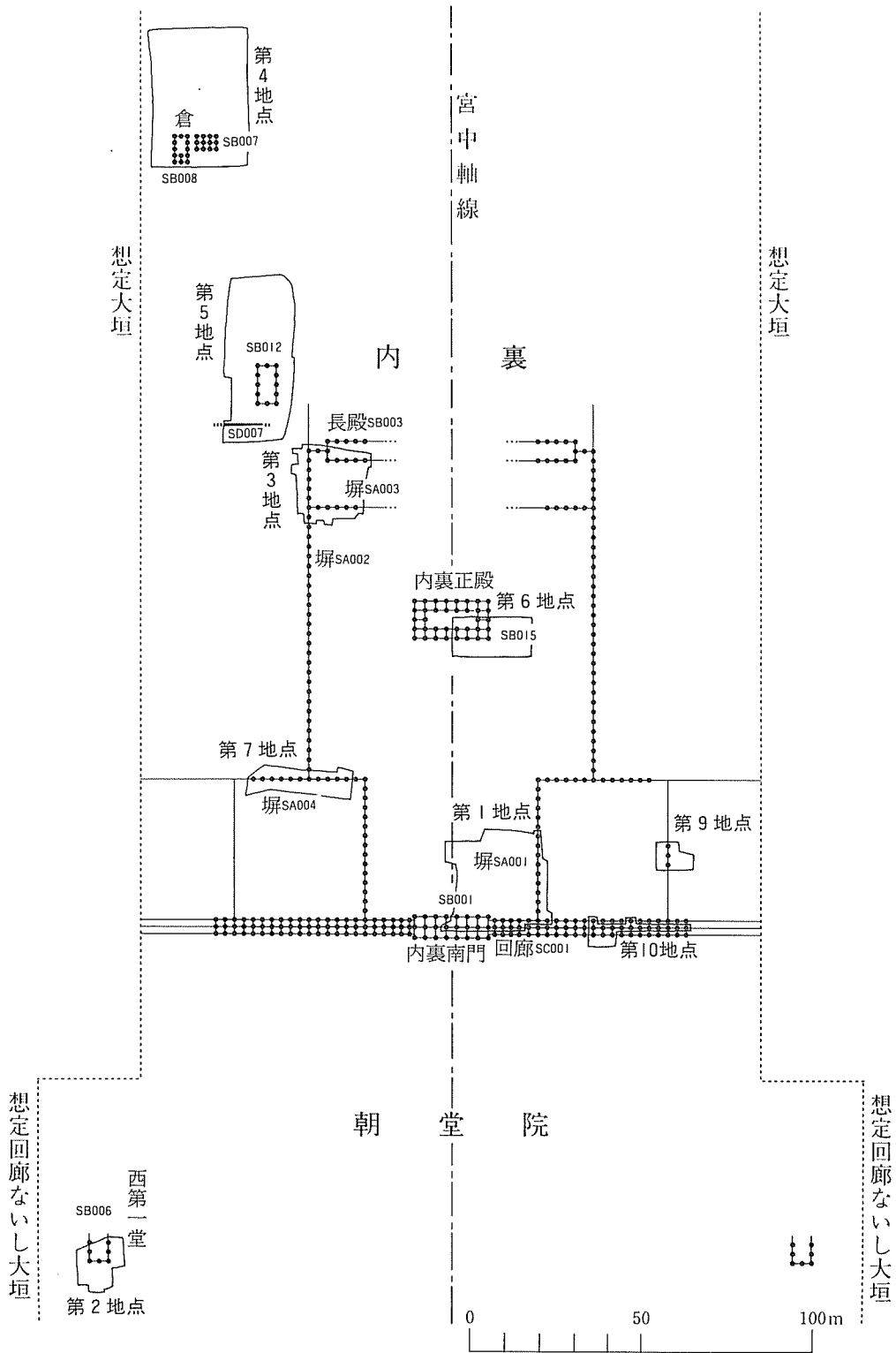
2. 大津宮建物の方位

大津宮に関する建物跡は錦織地区において10地点で検出されている。最初に検出された建物跡は第1地点における門（SB001）とそれに取り付く回廊（SC001）の一部であったが、後の調査に備えてこの柱筋に合わせた2点のコンクリート製規準杭を隣接する公園敷地に設置しておいた。

その後、大津市教育委員会の実施した第2地点の調査はこの規準杭に基づき測量されたものであり、その割り付け規準は第1地点の建物遺構に沿ったものである。第1地点のさらに東に延びる回廊（SC001）とそれに直角に取り付き北に延びる塀（SA001）および第3地点の遺構、第4地点の遺構測量もこの規準杭に基づいている。

この後、遺跡調査のための平面直角座標系（国土座標）の第VI系座標に基づく基準点が錦織・南滋賀の各所に設置され、この時、先のコンクリート製規準杭も同位置に設置し直された。これ以後は国土座標の第VI系座標に基づく基準点を測量の基点として実施しており、第5地点、第6地点、第7地点、第9地点、第10地点の遺構測量はいずれもそれに基づいたものである。

大津宮の軸方位（第1地点のSB001、SC001を基準とする）、座標北、真北、磁北の関係は第2図のとおりである。掘立柱建物跡の方位の求め方は、柱通りをどう求めるかによってわずかに差が生じ、厳密にはそれを確定することはむずかしい。これまで検出された建物跡の方位はこうした点を考慮しても、第5地点のSB012（この建物跡は柱筋が不揃いで方位が求めにくい）の約1°30'～約3°の誤差を例外として、他はいずれも1°以内の範囲内におさまる形の方位が求められ、



第1図 大津宮中枢部復原図および遺構検出地点

整然と方位を揃えた建物群とみることができる⁽⁴⁾。

3. 大津宮に関する遺構の年代について

大津宮に限らず掘立柱建物跡の年代を考定することは容易ではない。溝や土坑など遺物を多く伴う遺構との切合い関係から年代を限定していく方法や柱抜き取り痕出土の遺物からその下限を求める方法、建物に伴う溝や建物と方位の合致した溝を同時期のものとみなし、そこから出土した遺物から年代を求める方法などがある。

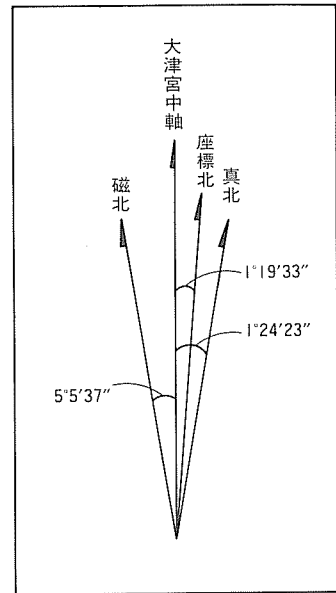
これまでに検出された大津宮関連遺構に伴う遺物およびそれから導きだされた一連の遺構の年代についてもその概要はすでに提示している⁽⁵⁾。ここでは錦織における一連の遺構の下限の年代を考定する上で重要な遺物を出土した第7地点の土坑(壙)について少し説明を加えておきたい。東西に延びる塀(SA004)の東半部の柱穴は、第1地点の柱穴と同様に2本の柱を一連の抜き取り穴を設けて抜取るという方法で抜取っているが、この須恵器・土師器の一括を含む土坑(土器溜)は調査区の最も東寄りの柱穴の抜き取り痕の地点で検出された。

この地点は近代以降に作られたとみられる漆喰による肥え溜や平安時代末頃の土坑なども重複して複雑な状況であったが、土器の出土状況は第4図に示すとおりであった。調査時点での土質の相違等による出土状況はもとより、平面的にみても断面からみてもこの土坑は柱抜き取り穴が埋まった後、改めて掘り込んで土器類を入れたものであることは明らかである。したがって、この柱の抜かれた時期はこの土坑内の土器の示す年代より古い時期とみなさなければならない。

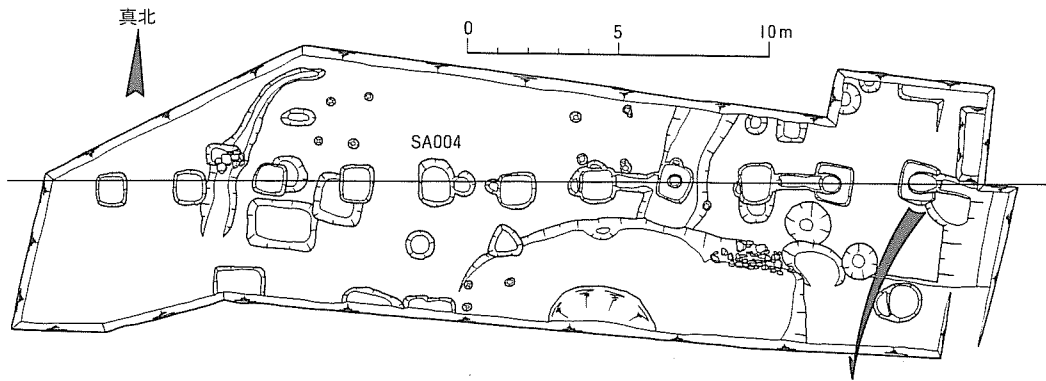
4. その他

この大津宮に関する一連の遺構が検出された錦織の地は扇状地で、西北方が高く、東南にゆくにしたがって低くなる地形を有している。第1地点はやや低い地点(遺構検出面……標高100.0m前後)であるため、その後の堆積が著しく、門(SB001)、回廊(SC001)および塀(SA001)の遺構はきわめて残りが良く、一部で当時の整地されたとみられる地表面が認められた。このため、柱穴も削平が少なく、上端に近い部分が残っているため、他と比べて一際大きい状態で遺存する形となっている。この門より北側の高い位置にある正殿とみられるSB015(遺構検出面……標高103.0m前後)は後の削平がかなりあって、柱穴の上半部程は欠失している。このため、一見この建物の柱穴は門に比べてやや見劣りのする結果となっているが、当初は門と同様の規模をもつ柱穴であったと判じられる。

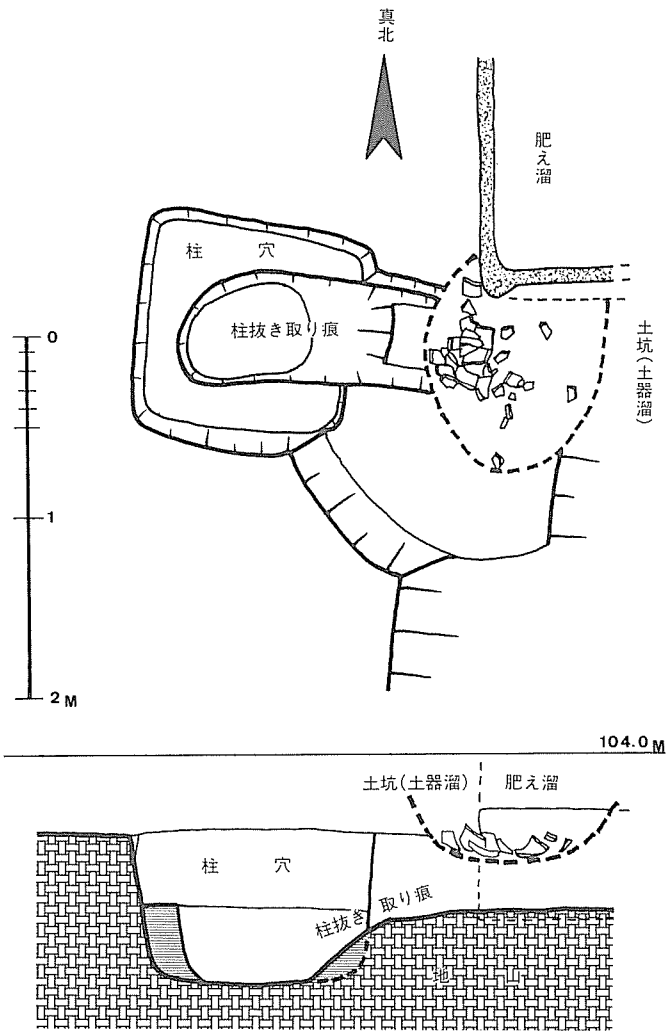
なお、第4地点は第2次世界大戦直後の進駐軍によって変電所が設けられたといわれる地点で、その時の工事によって相当深くまで削平されて遺構面はほとんど失われ、深く掘り込まれた溝や



第2図
大津宮中軸・真北・座標北・磁
北関係図(図と角度の数値とは
一致していない)



第3図 第7地点検出遺構実測図



第4図 大津宮の堀(SA004)の柱穴・柱抜き取り痕・土坑(土器溜)の関係図

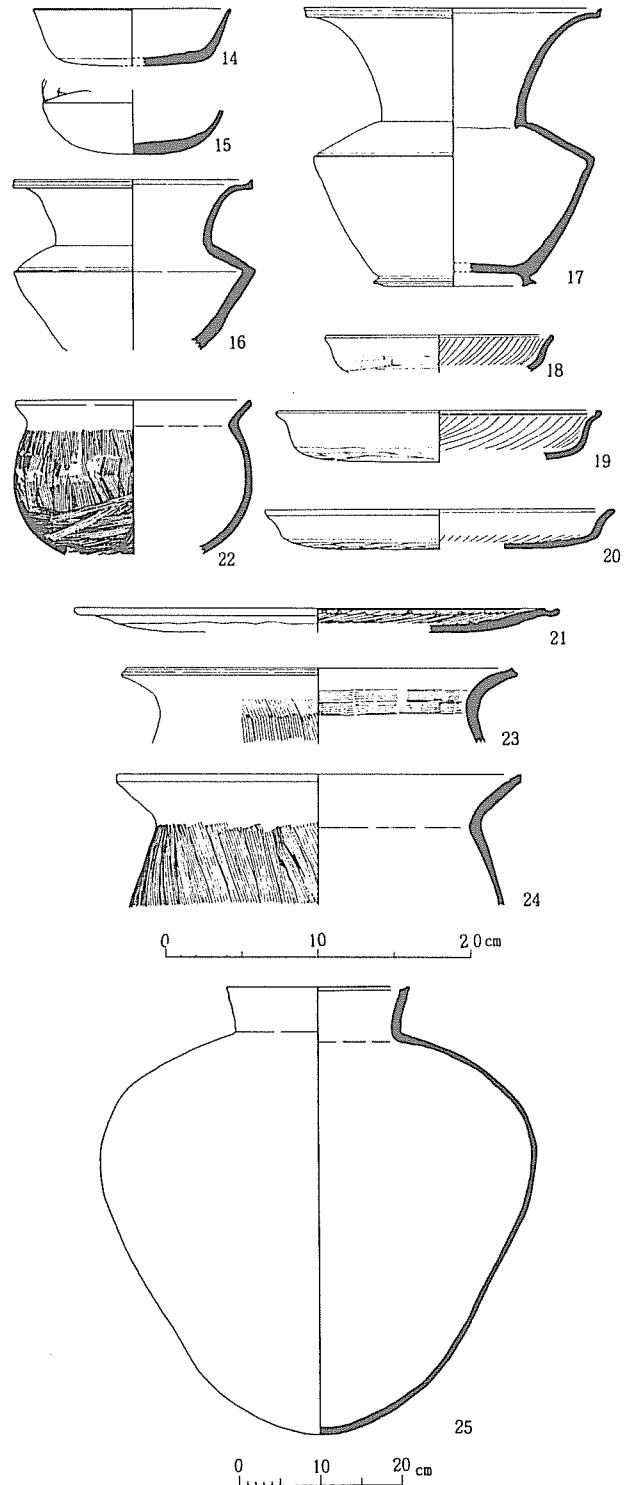
土坑、わずかに柱穴等が残っていたにすぎない。倉とみているSB007・SB008の柱穴は底の部分数センチメートルの深さが残る程度で、遺構検出の過程で消滅しかねない状態であった。このため、調査時点では柱の形状も並びも整然としたものとは判じにくい、旧状を復した柱通りを求めれば、他の大津宮の建物群と方位が合致する。

5. おわりに

近江大津宮の中枢部は錦織地域に設けられたとする見解はすでに再三にわたって述べてきたが、現在においてもそれを否定する材料は見当たらない。そして、検出遺構に基づき、また、地形や文献から想起し得る内容を加味してその構造の復原を試みたが、その後、これを補強する若干の遺構が確認されている（第9・第10地点）。この復原はあくまで現状における復原案で、今後の検出遺構のありようによっては当然変更され得る余地は十分備えている。しかし、大津宮の中枢部がこの錦織地域に存在したという点の変更については起こり得ないと確信している。今後少しでも多くの遺構が検出され、大津宮の実像が早く明確なることを願っている。

注

(1) これまでに大津宮に関して発



第5図 大津宮廃絶後の土器（第7地点東端部土坑（土器溜）出土

掘された遺構・遺物についての主な報告書や研究論考には次のものがある。

- a. 田辺昭三ほか『湖西線関係遺跡調査報告』(滋賀県教育委員会 1973年)
- b. 松浦俊和『大津宮関連遺跡—皇子が丘地域—』その1・その2 (大津市教育委員会 1976年・1977年)
- c. 林博通・葛野泰樹「滋賀県大津市穴太遺跡の瓦窯跡」(『考古学雑誌』第64巻第1号 1978年)
- d. 林博通「発掘された大津宮」(『湖国と文化』4 1978年)
- e. 林博通『さざなみの都大津京』(サンブライト出版 1978年)
- f. 林紀昭・近藤滋「北大津遺跡出土の木簡」(『第3回木簡研究集会記録』奈良国立文化財研究所 1979年)
- g. 中西常雄『北大津の変貌—弥生時代から古墳時代へ—』(1979年)
- h. 須崎雪博「錦織遺跡」(『大津市埋蔵文化財調査報告書(4)』(大津市教育委員会 1982年)
- i. 林博通「大津京」(『日本歴史地図』原始・古代編〈下〉柏書房 1982年)
- j. 林博通「大津京」(『講座考古地理学2 古代都市』学生社 1983年)
- k. 林博通『大津京』(ニュー・サイエンス社 1984年)
- l. 栗本政志「錦織遺跡発掘調査報告Ⅲ」(『大津市埋蔵文化財調査報告書(13)』大津市教育委員会 1988年)
- m. 大橋信弥ほか『錦織・南滋賀遺跡発掘調査概要』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1986年・1988年・1989年)
- n. 松沢修ほか『錦織・南滋賀遺跡近江国庁跡発掘調査概要』Ⅳ(滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1990年)

大津北郊におけるこれまでの一連の緊急発掘調査の多くは、ある事情があって報告書作成の機会を逸しており、調査関係者の1人としてきわめて遺憾に思っている。今後、できるだけ機会を得て早期にそれが実現できるよう努めていきたい。

- (2) 丸山竜平「近江大津宮錦織遺跡の諸問題覚書—皇子山を守る民衆の視座から—」(『歴史における政治と民衆』日本史論叢会 1986年)

丸山竜平「近江大津宮錦織遺跡とその周辺」(『古代を考える』49 古代を考える会 1989年)

- (3) 注(1)—k

- (4) 注(1)—kの遺構平面図の方位はいずれも真北を示している。

- (5) 注(1)—k

編集後記

本年度は協会設立20周年。これに伴う展示会や記念誌の発行等色々な事業を実施した。本号も20周年を祝う意味で、職員全員の投稿を呼びかけたところ、ほぼ全員の27名の参加を得、発刊することができた。紀要の充実はみんなの頑張りによるところが大で、次号以降も編集者を悩ませるほどの投稿を期待したい。

平成2年12月

紀 要 第 4 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印 刷 宮川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号
Tel(0775)33-1241